

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 4 年 1 1 月 1 0 日招集

第 2 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第5号

令和4年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月2日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 戸田 公明

記

- 1 期 日 令和4年11月10日（木）午後1時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和4年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和4年11月10日（木） 午後1時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 報告第1号 | 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第4 | 認定第1号 | 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第1号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を定めることについて |

出席議員（10名）

議長	東 堅市 君	副議長	村上 薫 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	荻原 勝 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	紀室 若男 君	10 番	熊谷 昭浩 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	志田 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	水野 克恵 君
監査委員	知識経験者	新沼 敏明 君
事務局長		安居 清隆 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木 康代 君
住田町町民生活課長	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	笹崎 大岳 君
書記	新沼 宏平 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（東堅市君） ただいまから令和 4 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（戸田公明君） 本日は、第 2 回定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。4 月 1 日付けをもちまして当組合の執行機関に異動がありましたので、この場をお借りいたしまして、ご紹介させていただきます。会計管理者の大船渡市会計管理者水野克恵であります。

なお、当組合幹事等の異動につきましては、事務局長から紹介をいたしますので、よろしく願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは私から、4 月の人事異動に伴う幹事と事務局職員についてご紹介申し上げます。

はじめに、幹事について紹介申し上げます。大船渡市市民生活部市民環境課長の鈴木康代であります。住田町町民生活課長の鈴木絹子であります。

次に、事務局職員についてでございます。総務係長の笹崎大岳であります。昇任となります。総務係主事の新沼宏平であります。以上で紹介を終わります。

○議長（東堅市君） ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、令和 3 年度分、令和 4 年 1 月分から 5 月分及び令和 4 年度分、令和 4 年 4 月分から 8 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、規定により議長から、3番森亨君、5番荻原勝君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第3、報告第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。議案書の3枚目をお開き願います。

報告第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

返していただきまして、それでは、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧願います。令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費、事業名最終処分場浸出水処理施設動力制御盤修繕。金額374万円、翌年度繰越額374万円。事業費の繰り越しは、最終処分場の浸出水処理施設の電源供給や排水ポンプ等の動力負荷を運転させるための制御盤の修繕に係るもので、世界的な半導体不足の影響を受けまして、制御盤に必要なマイクロチップの遅延が生じ、令和4年度に繰り越したものでございます。私からは以上でございます。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。報告第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で報告第1号議題を終わります。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、認定第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） それではご説明申し上げます。認定第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての内容につきましては、事務局長から説明をいたしますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは認定第1号についてご説明いたします。議案書の認定第1号をお開き願います。認定第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊の歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。決算書の2ページ、3ページ目をお開き願います。歳入でございます。款、項、収入済額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2億844万円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,829万6,400円。3款国庫支出金、1項国庫補助金35万6,400円。4款繰越金、1項繰越金1,040万3,505円。5款諸収入、1項組合預金利子417円。2項雑入108万7,887円。以上、歳入合計は2億3,858万4,609円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、支出済額の順に申し上げます。1款議会費、1項議会費31万2,057円。2款総務費、1項総務管理費2,826万7,326円。2項監査委員費5万6,511円。3款衛生費、1項清掃費1億8,849万4,237円。4款公債費、1項公債費454万5,648円。5款予備費、こちらについては支出がございませんでした。以上、歳出合計は2億2,167万5,779円でございます。歳入歳出差引残額につきましては1,690万8,830円となっております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。はじめに歳入でございます。款、項、目、節、収入済額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金、1節事務費分担金1億9,092万円3,000円。大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2節建設費分担金、同じく1,751万7,000円。こちらも内訳は備考欄のとおりでございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料1,829万6,400円。事業系、家庭系ごみをクリーンセンターに持ち込みする際の廃棄物処理手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金35万6,400円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。令和3年度中に実施しました最終処分場の放流水等における放射性物質の濃度測定に要した経費に対する国からの補助金でございます。4款繰越金、1項1目1節繰越金1,040万3,505円。前年度からの繰越金でございます。5款諸収入、1項1目1節組合預金利子417円。2項1目1節雑入108万7,887円。各地域のごみステーションで回収した資源古紙の引渡料などがございます。以上、歳入合計は2億3,858万4,609円でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。次に歳出でございます。款、項、目、支出済額の順に申し上げます。1款1項1目議会費31万2,057円、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,826万7,326円。主なものといたしまして、大船渡市派遣の一般職の職員3名の人件費のほか、10節需用費、各種消耗品費、光熱水費などがございます。

返していただきまして16ページ、17ページでございます。2項1目監査委員費5万6,511円。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億8,849万4,237円。技労職の職員8名の人件費のほか、主なものといたしまして7節報償費、資源回収を行った団体等に交付する集団資源回収事業奨励金、10節需用費、中間処理施設及び最終処分場施設における各種消耗品費、光熱水費、修繕料などがございます。なお、修繕料にお

きましては、最終処分場浸出水処理施設の動力制御盤修繕費用といたしまして、374万円を令和4年度へ繰越明許しております。

返していただきまして18ページ、19ページでございます。12節委託料、主なものとして、可燃物・不燃物収集、中間処理施設に関するクレーン電気設備更新、一般廃棄物持ち込み受付、木くず類処理、最終処分場に関する水質検査などがございます。13節材料及び賃借料、中間処理及び最終処分場施設の敷地に係る賃借料などがございます。

次に20ページ、21ページをお開き願います。4款1項公債費、1目元金443万6,892円。平成23年度に実施した積込中継施設整備に係る事業債と、平成30年度に塵芥収集車1台を購入した一般廃棄物処理事業債の償還金でございます。同じく、2目利子10万8,756円。償還金に係る利子でございます。なお、令和2年度に実施しました煙突解体の費用に係る地方債の元金償還は令和4年度が開始時期となりますので、令和3年度は利子のみを支出しております。5款1項1目予備費については支出がございません。以上、歳出合計は2億2,167万5,779円でございます。

22ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。1歳入総額2億3,858万4,000円。2歳出総額2億2,167万5,000円。3歳入歳出差引額1,690万9,000円。4翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額374万円。5実質収支額1,316万9,000円。以上でございます。

次に、別冊でお配りしてございます令和3年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。決算の状況につきましては、1から4の歳入歳出決算総括表、性質別歳出決算総括表、歳入事項別説明書の説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願います。5の歳出事項別説明書でございます。主なものとして、7ページ、3款衛生費から説明させていただきます。

返していただきまして、8ページをお開き願います。2資源回収団体への奨励金交付でございます。ごみの減量化、再資源化を図る取り組みとして、資源ごみの集団資源回収を行った団体と資源回収組合に対しまして、回収実績に応じて1kgあたり5円の奨励金を交付しております。昨年度は、地域の子ども会や学校、自治会など、ほぼ例年並みの78の団体の登録数を維持いたしましたが、考察といたしまして、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されるなど、実施する団体数、回収量とも令和2年度に続きまして減少しておりますが、感染防止策を講じながら実施する団体もあり、引き続きごみの減量化や再資源化に関する意識の醸成を図る有効手段として本事業の普及啓発を行います。3可燃物収集でございます。可燃ごみにつきまして、令和3年度から新たに3か年の長期継続契約により民間へ業務委託を行いまして、地域ごとに必要なごみの収集の機会を確保するとともに、適切にごみ処理を行っています。引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集の安定化に努めてまいります。

9ページをご覧ください。4 不燃物処理及び粗大ごみ広域運搬でございます。不燃ごみにつきましても、新たに3か年の長期継続契約により民間へ業務委託を行いました。地域ごとに必要な不燃ごみ収集の機会を確保するとともに、粗大ごみ等の処理・運搬業務等を実施し、適切にごみ処理を行っております。可燃ごみ同様、引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集等の安定に努めてまいります。

10ページをお開き願います。5 水銀使用製品処分でございます。水銀による環境の汚染の防止に関する法律等により、水銀使用廃製品となった蛍光管や乾電池につきまして、岩手沿岸南部クリーンセンターで処理できなくなったことを機に本事業を開始したところです。民間事業者の協力により、拠点方式による効率的な回収を行うとともに、運搬・処理を専門業者に依頼し適切に処分しています。地球規模における水銀排出削減に向けた継続的な取組として、分別回収の普及啓発を推進してまいります。

11ページをご覧ください。6 最終処分場水質検査でございます。最終処分場におきまして、排水基準に従った検査項目を、月1回、年2回など、項目ごとに必要な頻度で定期的な検査を行っており、いずれも異常は見られませんでした。降雨等で発生する浸出水は、通年適切に処理できており、周辺環境への負担軽減が図られております。引き続き、浸出水処理施設の機能を維持し、適正な管理のもと水環境の保全に努めてまいります。7 最終処分場放流水放射線測定でございます。地下水、放流水からの放射性物質の測定結果は、いずれも不検出となっております。今後も国の動向に注視して、引き続き測定調査を行ってまいります。

12ページをお開き願います。8 清掃美化運動推進事業でございます。家庭から排出される生ごみの減量化と循環利用の促進を目的に、構成市町と連携いたしまして、生ごみ処理容器等の普及推進を図っております。大船渡市では、家族構成の多様化に伴い小型のごみ処理容器が市販される現状を踏まえ、令和3年度以降、電動生ごみ処理機のみ対象品目とするなど、一部事業内容の見直しを行っております。引き続き、構成市町と連携して本事業の普及推進を図り、ごみの減量化と循環利用の促進に努めてまいります。9 施設整備、維持修繕につきまして、中間処理施設、最終処分場施設及び収集車両につきまして、計画的な保守点検に合わせ、必要に応じて維持修繕を行うなど、円滑にごみ処理業務を実施しております。老朽化する施設や設備等も多く、予防保全や長寿命化のための施設整備に重点を置き、コスト削減と安定したごみ処理施設の運営管理に努めてまいります。

13ページをご覧ください。第4款、公債費でございます。起債の借入れ状況でございますが、平成23年度から令和2年度までにご覧の3つの起債の借入れを行っております。また、その下段の表では、償還額の見込みといたしまして、今後5年間の元金、利子等の金額を記載してございます。

以上で、認定第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご認

定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東堅市君） 次に、決算の結果について監査委員の報告を求めます。新沼委員。

○代表監査委員（新沼敏明君） 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要について申し上げます。なお、金額につきましては、千円単位で申し上げます。

初めに、一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認めたところであります。

次に、予算の執行状況であります。歳入決算額は2億3,858万5,000円で前年度より5,281万2,000円、18.1%の減、歳出決算額は2億2,167万6,000円で前年度より5,931万7,000円、21.1%の減となっており、歳入歳出差引額は1,690万9,000円となっております。決算額が減額となった主な要因は、令和2年度に旧焼却施設の煙突解体撤去を実施したことにより、歳入では組合債が皆減、歳出では衛生費の委託料が減額となったことによるものであります。

次に、事業内容についてであります。資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接搬入を合わせた合計収集量は、10,339.3トンで対前年度比1.8%の減となっております。内訳を見ますと、可燃ごみは9,036.2トンで全体の87.4%、対前年度比1.6%の減となっており、不燃ごみは1,078.2トンで全体の10.4%、対前年度比1.6%の減となっております。人口減少やごみの減量化に向けた取り組み等により、ごみ処理量は10,062.9トンで、前年度を197.2トン、1.9%下回っており、引き続き、ごみの減量化、再資源化等の各種施策の推進に努められるよう望むものであります。

終わりに、今後とも、施設の適正な維持管理と地域住民の快適な生活環境の確保に努められるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（東堅市君） 以上で認定第1号についての説明を終わります。次に、認定第1号について、歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑がありましたら、挙手をお願いします。村上議員。

○9番（村上薫君） 9番村上薫であります。決算書の26ページを見ていただきたいと思えます。財産に関する調書で、物品の自動車に関わる所ですが、当組合ではこのごみ収集車を含めまして4台運搬車があり、8台の自動車を保有しております。最近、バスの横転事故、あるいは車内に児童生徒の置き去り事故など、相次いで発生しておりますが、そこで道路交通法に関わって、自動車の使用者は自動車の台数に応じて安全運転管理者等を選任しなければならないという風になっております。当組合での安全運転管理者の選任はどのようになっているのか、また、収集委託業者の安全運転管理者選任状況を把握しているのか、お尋ねいたします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 安全運転管理者についてでございますけれども、組合の

場合は公用車運行管理規程がございまして、その中で管理者が選任することになっております。現在、収集班の班長がその役割をしております。台数によりましては、副安全運転管理者等が必要ですが、当組合の場合は安全運転管理者1名を選任してございます。それから、委託業者につきましては、道路交通法の中で、台数5台以上であれば1名の安全運転管理者を置かなければならないとされておりますので、当然選任されているものと認識してございます。以上であります。

○議長（東堅市君） 村上議員。

○9番（村上薫君） 安全運転管理者制度に関わって、道路交通法の改正が行われているわけですが、そのアルコールチェックが義務化されておるわけですけれども、この運転前後の、業務の開始前、終了後の運転者の酒気帯び運転の有無をアルコール検知器で確認することと、それから確認内容の記録の保存をしておかなければならないわけですが、今この規則改正にどのように対応して実施されているのかお聞きいたします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） アルコールチェックにつきましては、この4月の改正時には目視による点検ということでしたが、現在コロナウイルスの感染対策の中、2か所で朝礼を行っておりますので、安全運転管理者を担う班長のほか、もう1名の班長と分かれまして、それぞれ検温と同時にアルコールチェックを行っておりますし、その際には確認した結果も一緒に記録しております。また、6月からは、アルコール検知器を導入しているところです。以上でございます。

○9番（村上薫君） ありがとうございます。

○議長（東堅市君） そのほか、質疑をお持ちの方。山本議員。

○7番（山本和義君） 7番山本和義です。決算書の19ページから、最終処分場の関係で、若干お聞きしたいことがございます。最終処分場設備改修ということで146万3,000円とか、そのほか最終処分場に関わる決算額が書かれておりますけれども、これは世田米にある最終処分場だと思うんですけども、ちょっと聞いたところによると、住民の、最終処分場の下の方の沢水がちょっと減ったんじゃないかという話を聞いています。あとその減った水を解決するためなのか、別な水源地からホースで2kmぐらい引っ張ってきて、沢水を補充しているというような話を伺ったことがありますけれども、それについて実際の状態というか、どれくらいやられたものなのか説明をお聞きしたいと思います。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 最終処分場につきましては、平成8年度に最終処分場の整備が行われた際に、流域の方の生活用飲用水の確保、安全安心な飲み水の確保策といたしまして、当組合において水道施設を整備してきたところでございます。そこに限らずですけれども、近年は異常気象が続いているところであり、また、この周辺にはセメント関連の坑道があり、トンネルを掘る際に発破をすることもございまして、

原因の特定はできませんが、流域の水源の水が枯渇する現象が頻繁に起きている状況であります。ご存じのとおり、最終処分場につきましては、平成8年度に整備し、15年の埋立計画として、平成23年頃には埋立量が満杯になる計画でありましたが、釜石市や沿岸南部クリーンセンターの溶融処理施設を使いまして、埋立量がかなり減り延命化が図られてきたこととありますので、今後しばらくは今の最終処分場を継続して使用する計画となっております。そういった中で、流域の水道組合からの要望もあって、異常気象とか、色々な問題の中で、渇水が発生しておりましたので、応急的、緊急的に給水の確保ができるよう当組合で所有している水道施設の改修を行っておりまして、水源が枯渇した際の新たな水源の補償をすることはできませんが、水量が減った場合の応急対策として整備したものでございます。

○議長（東堅市君） 山本議員。

○7番（山本和義君） その水量が減った原因は、セメントの石灰岩の採掘にも関係しているという風な説明もございましたけれども、昨年度の決算額の中にホースを2kmに渡って設置して、沢水の水量の不足を補うという風な措置は取られているのかどうか、明確にお聞きします。

それからもう一つですね、猪川町のクリーンセンターの、ごみを集積するわけですが、その底の方の水ですね、水が溜まるための施設があるかと思えますけれども、その現状について今現在はどうのような状態になって、また水が出た場合にはどういう風に解決しているのかについてもお尋ねをいたします。

○議長（東堅市君） 2点ありましたがよろしいですか。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 最終処分場における水道設備であります。先ほども説明いたしましたけれども施設の方が平成8年で老朽化しているということもございまして、修繕と委託料の予算の中で、これに限らず突発的な業務につきましても対応しているところでありますが、特にこの飲み水に関しましては生活飲用水ということで応急的、緊急的に行ったところでございます。

それからクリーンセンターの排水につきましては、それぞれ定期的に保守点検を行っており、常日頃から環境面で気をつけているところです。今は、指定ごみ袋により透明袋化されており、以前より汚水が発生しません。また、7トンパッカー車で釜石までごみを運んでいる以前のラウンドベリングでは、特に圧縮梱包により汚水が出ていましたが、その後、現方式に変わりました7トンパッカー車で運ぶ際には汚水はほぼ出ておりません。先ほどの透明指定袋にした関係が大きく影響していると思うのですが、出ないといっても全くでないわけではないのですが、汚水を汲み取るほどの量は溜まってないということです。もしそれを汲み取りいたしますと、洗浄作業をする必要があり、汚水よりも汚水以外の洗った分の水の方がかなり多く排出されるということで、今はほとんど、無理に汲みとっておりませんし、数年以上の間隔であまり溜まっていない状況です。以上でございます。

○議長（東堅市君） 以上でよろしいですか。そのほか質疑お持ちの方いらっしゃい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第1号についてご説明いたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、当組合を構成する大船渡市、住田町におきましては、既に同様の条例改正を行っております。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案の1ページから8ページでございます。なお、その内容につきましては、別冊の議案第1号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。

説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1本則でございます。第1条について、文言を整理するものでございます。第2条について、非常勤職員の育児休業の取得要件から、任命権者を同じくする職への継続在職期間1年以上という要件を削ること等を定めるものでございます。第2条の3について、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、対象期間を1歳6か月に達する日までとするための要件を緩和し、非常勤職員と配偶者の交代での取得を可能とすること等を定めるものでございます。第2条の4について、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、対象期間を2歳に達する日までとするための要件を緩和し、非常勤職員と配偶者の交代での取得を可能とすること等を定めるものでございます。第3条について、同一の子を対象とした育児休業の取得回数が原則1回から原則2回に変更となったことに伴い、2回取得するための特別の事情として規定する必要がなくなった育児休業等計画書の提出に係る規定を削るとともに、任期付職員の育児休業の再度の取得を可能とすること等を定めるものでございます。第3条の2について、育児休業の取得回数について、子の出生の日から起算して57日間以内とそれ以外の期間とに分けて数えることを定めるものでございます。第4条、第7条、第10条について、文言を整理するものでございます。第17条について、非常勤職員の部分休業の取得要件から、任命権者を

同じくする職への継続在職期間1年以上という要件を削ること等を定めるものでございます。第21条について、職員から妊娠又は出産等の申出があった場合に任命権者が講じなければならない措置及び当該申出を理由とした不利益な取扱いの禁止について定めるものでございます。第22条について、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために任命権者が講じなければならない措置について定めるものでございます。第23条について、条項を整理するものでございます。

2附則でございます。第1項について、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。第2項について、育児休業等計画書の提出に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第5、議案第2号、令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号、令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号により説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和4年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号でございます。令和4年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,899万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1,014万2,000円の減。4款繰越金、1項繰越金1,316万7,000円の増。次に歳出でございます。款、

項、補正額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費 302 万 5,000 円の増。このことから、歳入歳出の合計額を歳入歳出とも 2億 4,899 万 5,000 円とするものでございます。

補正予算に関する説明でございますが、最初に 6 ページをお開き願います。3歳出でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費につきまして、積込中継施設クレーン巻上げブレーキ装置の修繕など、不足する修繕料 302 万 5,000 円を計上しておりますが、決算状況により、繰越金において調整を行うものでございます。

前のページに戻りまして 5 ページをお開き願います。2歳入でございます。1款、1項分担金につきまして、事務費分担金の額を繰越金と同額の 1,316 万 7,000 円で減額し、修繕料分について、建設費分担金として 302 万 5,000 円を増額で計上しております。この差額分といたしまして、1,014 万 2,000 円の減額補正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第 2 号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（戸田公明君） 皆様ご承知のとおり、来る 12 月 2 日の任期満了をもちまして、大船渡市長職を退任させていただくこととなり、環境衛生組合管理者の職も退任することとなりました。3期 12 年という長い間、管理者の職責を全うすることができましたのも、ひとえに皆様のご支援とご協力によるものでございます。この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。

管理者に就任して以来、一般廃棄物処理の一翼を担う一部事務組合として、構成市町である大船渡市及び住田町の協力のもと、岩手沿岸南部クリーンセンターと連携して、家庭から排出されるごみの適正処理を行い、循環型社会の実現に向けたごみの減量化、再資源化の施策などの取り組みを着実に進めることができました。最後になりますが、議員の皆様におかれましては、当組合の更なる発展のため、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。私の退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東堅市君） それでは、高いところから大変恐縮ではございますが、組合議会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

管理者であります戸田市長におかれましては、3期12年の長きにわたり、当環境衛生組合の事業運営に多大なる御尽力をいただきました。特に未曾有の被害をもたらした東日本大震災、世界中を震撼させた、新型コロナウイルス感染症の拡大など、いかなる困難な局面でも、住民の方々の安全、安心な暮らしを最優先として、環境衛生の向上に全精力を傾注してこられました。これまでの多大なる功績に心から敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。今後におかれましては、先ずは健康に十分ご留意され、様々な方面で、ますますのご活躍をご祈念いたします。同時に、これまで積んでこられた豊富な知識と経験、優れた識見のもと、当地域の発展のため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして、令和4年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員